

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 30 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 相 手 方 那覇市赤嶺在
 法人

- 3 損 害 額
- | | |
|-----|-----------|
| 那覇市 | 186,857 円 |
| 相手方 | 193,622 円 |

- 4 賠 償 額
- | | |
|--------|-----------|
| 那覇市支払い | 0 円 |
| 相手方支払い | 110,762 円 |

5 示談内容

- (1) 那覇市は、相手方の損害のうち、責任割合の 2 割として責任額 38,724 円を負担する。
- (2) 相手方は、那覇市の損害のうち、責任割合の 8 割として責任額 149,486 円を負担する。
- (3) 那覇市及び相手方それぞれの責任額を相殺し、相手方が那覇市に対し、賠償額として金 110,762 円を支払う。
- (4) 那覇市と相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。